

第4期愛知県障害福祉計画策定ワーキンググループ設置要領

(目的)

第1条 この要領は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年11月7日法律第123号）第89条第1項の規定に基づく第4期愛知県障害福祉計画の策定に関し検討を行うため、愛知県障害者施策審議会条例（昭和47年3月29日条例第6号）第6条の規定に基づき設置する第4期愛知県障害福祉計画策定ワーキンググループ（以下、「ワーキンググループ」という。）について、必要な事項を定める。

(構成)

第2条 ワーキンググループは、別表に定める者をもって構成し、愛知県障害者施策審議会会長が、ワーキンググループの会務を総理し、座長となる。

2 会長に事故があるとき又は会長が不在のときは、会長があらかじめ指名する構成員が、その職務を代理する。

(運営)

第3条 ワーキンググループは、愛知県健康福祉部障害福祉課長が招集する。

2 ワーキンググループの設置は、第4期愛知県障害福祉計画の策定までとする。

(ワーキンググループ会議の公開)

第4条 ワーキンググループの会議は原則公開とする。ただし、愛知県情報公開条例（平成12年3月28日条例第19号）第7条各号に規定する不開示情報が含まれている事項について審議する場合又は会議を公開することにより当会議の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合であって、ワーキンググループがその一部又は全部を公開しない旨の決定をした時はこの限りではない。

(事務)

第5条 ワーキンググループの事務は、愛知県健康福祉部障害福祉課において行う。

(雑則)

第6条 この要領に定めるもののほか、ワーキンググループの運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成26年7月1日から施行する。